

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年3月13日(2014.3.13)

【公開番号】特開2011-229859(P2011-229859A)

【公開日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-046

【出願番号】特願2010-105767(P2010-105767)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 7

A 6 3 F 7/02 3 3 2 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月27日(2014.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に1対1に対応して設けられ、

遊技にて獲得された遊技媒体を計数する計数手段と、

前記計数手段にて計数された遊技媒体の数である計数遊技媒体数の範囲内の遊技媒体を前記遊技機に払出すための処理を行う払出処理手段と、

一般用記録媒体、または会員登録した会員に発行された会員用記録媒体を受付ける受付手段と、

前記計数遊技媒体数を、前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体により特定可能とするための特定化処理を行う特定化処理手段と、

前記受付手段に受け付けられている前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体を排出する処理を行う排出処理手段と、

新たな一般用記録媒体を前記受付手段に供給可能に格納する格納手段と、

計数遊技媒体数を管理する第1管理手段との通信を行う第1通信手段と、

前記第1管理手段との通信状態を判定する判定手段と、

を備える遊技用装置であって、

前記特定化処理手段は、前記特定化処理として、

前記受付手段において前記一般用記録媒体が受け付けられている場合は、前記判定手段による通信状態の判定に関わらず、当該一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる一般特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受け付けられており、前記判定手段により通信可能と判定されている場合は、前記第1管理手段に対して当該会員用記録媒体から読み出した識別情報と前記計数遊技媒体数とを送信する通信可能時会員特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受け付けられており前記判定手段により通信不能と判定されている場合は、受け付けている会員用記録媒体を前記排出処理手段によって排出させ、前記格納手段に格納されていた新たな一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる通信不能時会員特定化処理を行い、

前記遊技用装置は、

遊技者が獲得し貯蓄された貯蓄遊技媒体数を前記会員用記録媒体の識別情報に対応付け

て管理する第2管理手段と通信可能であり、

前記受付手段が受付けている会員用記録媒体の識別情報を前記第2管理手段に送信するとともに、該送信した識別情報に対応付けて前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を特定するための情報を受信する第2通信手段と、

所定数の遊技媒体と所望の物品とを交換するための交換操作を受付ける交換操作受付手段と、を備え、

前記第2通信手段は、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数を超えるときに、前記計数遊技媒体数の有無にかかわらず、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から前記所定数を減算させるための減算要求を前記第2管理手段に送信し、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないとときに、前記所定数より少ないと特定数を、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から減算させるための減算要求を前記第2管理手段に送信し、

前記遊技用装置は、さらに、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないとときに、前記所定数と前記特定数との差分である差分遊技媒体数を、計数遊技媒体数から減算する差分減算手段と、

前記差分減算手段により減算する処理が行なわれたことを特定可能に表示する差分減算表示手段と、を備えることを特徴とする遊技用装置。

【請求項2】

遊技機に1対1に対応して設けられ、

遊技にて獲得された遊技媒体を計数する計数手段と、

前記計数手段にて計数された遊技媒体の数である計数遊技媒体数の範囲内の遊技媒体を前記遊技機に払出すための処理を行う払出処理手段と、

一般用記録媒体、または会員登録した会員に発行された会員用記録媒体を受付ける受付手段と、

前記計数遊技媒体数を、前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体により特定可能とするための特定化処理を行う特定化処理手段と、

前記受付手段に受け付けられている前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体を排出する処理を行う排出処理手段と、

新たな一般用記録媒体を前記受付手段に供給可能に格納する格納手段と、

計数遊技媒体数を管理する第1管理手段との通信を行う第1通信手段と、

前記第1管理手段との通信状態を判定する判定手段と、

を備える遊技用装置であって、

前記特定化処理手段は、前記特定化処理として、

前記受付手段において前記一般用記録媒体が受け付けられている場合は、前記判定手段による通信状態の判定に関わらず、当該一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる一般特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受けられており、前記判定手段により通信可能と判定されている場合は、前記第1管理手段に対して当該会員用記録媒体から読み出した識別情報を前記計数遊技媒体数とを送信する通信可能時会員特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受けられており前記判定手段により通信不能と判定されている場合は、受け付けている会員用記録媒体を前記排出処理手段によって排出させ、前記格納手段に格納されていた新たな一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる通信不能時会員特定化処理を行い、

前記遊技用装置は、

遊技者が獲得し貯蓄された貯蓄遊技媒体数を前記会員用記録媒体の識別情報に対応付けて管理する第2管理手段と通信可能であり、

前記受付手段が受け付けている会員用記録媒体の識別情報を前記第2管理手段に送信する

とともに、該送信した識別情報に対応付けて前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を特定するための情報を受信する第2通信手段と、

所定数の遊技媒体と所望の物品とを交換するための交換操作を受付ける交換操作受付手段と、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数を超えるときに、前記計数遊技媒体数の有無にかかわらず、前記貯蓄遊技媒体数から前記所定数を減算した減算結果を算出する減算手段と、を備え、

前記第2通信手段は、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数を超えるときに、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を、前記減算手段により算出された前記減算結果にしたがった貯蓄遊技媒体数となるように更新させるための更新要求を前記第2管理手段に送信し、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないと、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から前記所定数より少ないと、前記所定数を減算した結果にしたがった貯蓄遊技媒体数となるように更新させるための更新要求を前記第2管理手段に送信し、

前記遊技用装置は、さらに、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないと、前記所定数と前記特定数との差分である差分遊技媒体数を、計数遊技媒体数から減算する差分減算手段と、

前記差分減算手段により減算する処理が行なわれたことを特定可能に表示する差分減算表示手段と、を備えることを特徴とする遊技用装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、遊技機に1対1に対応して設けられ、遊技媒体を計数し、計数遊技媒体数の範囲内の遊技媒体を払出すための処理を行い、一般用記録媒体または会員用記録媒体を受け、前記計数遊技媒体数を一般用記録媒体または会員用記録媒体により特定可能とするための特定化処理を行う遊技用装置に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来より、特許文献1に示すように、会員カードを受け付ける各台計数型の遊技用装置と会員サーバとが通信を行い、該会員サーバにより会員カードのIDに対応付けて持玉数を管理するシステムにおいて、遊技用装置における会員カードの返却時に、該遊技用装置と会員サーバとがオフラインである場合には、該会員カードを返却すると共に、該遊技用装置で計数された計数玉数を記録した紙の計数レシートを発行するものがある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

また特許文献 2 に示すように、遊技者が獲得し貯蓄された貯蓄遊技媒体数を使用して、例えばワゴンサービス等により所望の物品と交換できるようにした景品交換システムがある。この景品交換システムは、遊技場の係員が操作するリモコンから送信される前記所望の物品の注文データをカードユニットが受信すると、該注文データが示す物品に相当する遊技媒体数を遊技者の貯蓄遊技媒体数から引き落とすように構成されている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

【特許文献 1】特開平 11 - 104344 号公報

【特許文献 2】特開平 9 - 276519 号公報

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら、特許文献 1 のシステムでは、オフラインが発生した遊技用装置で計数された計数玉数が紙の計数レシートに記録されて発行されるので、該計数玉数を他の遊技用装置に対応する遊技機での遊技に使用することができないという第 1 の問題がある。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

また各台計数型の遊技用装置を特許文献 2 の景品交換システムに適用すると、遊技者が本日獲得した遊技媒体を遊技用装置に計数させた計数遊技媒体数と、遊技者が本日よりも前に獲得した遊技媒体を貯蓄した貯蓄遊技媒体数を使用して、遊技媒体の払出や物品との交換が可能になるが、該物品との交換を行う場合に、単に計数遊技媒体数又は貯蓄遊技媒体数の一方から引き落としただけでは、遊技者にとって不利益が生ずる場合があるという第 2 の問題がある。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

つまり物品との交換の場合には、いずれの遊技場も、計数遊技媒体数又は貯蓄遊技媒体数のいずれを使用しても手数料は徴収しないが、遊技媒体の払出の場合には、一部の遊技場は、計数遊技媒体数を使用しても手数料は徴収しないが、貯蓄遊技媒体数を使用すると手数料を徴収するという運用を行う場合があり、該運用を行う遊技場において、物品との交換を行う場合に計数遊技媒体数から引き落としを行うと、遊技媒体の払出の場合には手数料が徴収されない計数遊技媒体数が減ってしまうため、遊技者にとって不利益が生ずる

。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、このような背景のもとになされたものであり、その目的は、前記第1の問題を解消し、管理手段と通信不能な遊技用装置で計数された計数遊技媒体数を他の遊技用装置に対応する遊技機での遊技に使用することができると共に、前記第2の問題を解消し、遊技者が獲得した獲得玉を使用して物品の交換する場合に遊技者が極力不利益とならないように制御する遊技用装置を提供することにある。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明は、前記課題を解決するために、次のような手段を探る。なお後述する発明を実施するための最良の形態の説明及び図面で使用した符号を参考のために括弧書きで付記するが、本発明の構成要素は該付記したものには限定されない。

まず請求項1に係る発明は、

遊技機に1対1に対応して設けられ、

遊技にて獲得された遊技媒体を計数する計数手段と、

前記計数手段にて計数された遊技媒体の数である計数遊技媒体数の範囲内の遊技媒体を前記遊技機に払出すための処理を行う払出処理手段と、

一般用記録媒体、または会員登録した会員に発行された会員用記録媒体を受付ける受付手段と、

前記計数遊技媒体数を、前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体により特定可能とするための特定化処理を行う特定化処理手段と、

前記受付手段に受け付けられている前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体を排出する処理を行う排出処理手段と、

新たな一般用記録媒体を前記受付手段に供給可能に格納する格納手段と、

計数遊技媒体数を管理する第1管理手段との通信を行う第1通信手段と、

前記第1管理手段との通信状態を判定する判定手段と、

を備える遊技用装置であって、

前記特定化処理手段は、前記特定化処理として、

前記受付手段において前記一般用記録媒体が受け付けられている場合は、前記判定手段による通信状態の判定に関わらず、当該一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる一般特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受け付けられており、前記判定手段により通信可能と判定されている場合は、前記第1管理手段に対して当該会員用記録媒体から読み出した識別情報と前記計数遊技媒体数とを送信する通信可能時会員特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受け付けられており前記判定手段により通信

不能と判定されている場合は、受付けている会員用記録媒体を前記排出処理手段によって排出させ、前記格納手段に格納されていた新たな一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる通信不能時会員特定化処理を行い、

前記遊技用装置は、

遊技者が獲得し貯蓄された貯蓄遊技媒体数を前記会員用記録媒体の識別情報に対応付けて管理する第2管理手段と通信可能であり、

前記受付手段が受付けている会員用記録媒体の識別情報を前記第2管理手段に送信するとともに、該送信した識別情報に対応付けて前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を特定するための情報を受信する第2通信手段と、

所定数の遊技媒体と所望の物品とを交換するための交換操作を受付ける交換操作受付手段と、を備え、

前記第2通信手段は、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数を超えるときに、前記計数遊技媒体数の有無にかかわらず、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から前記所定数を減算させるための減算要求を前記第2管理手段に送信し、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないとときに、前記所定数より少ないと特定数を、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から減算させるための減算要求を前記第2管理手段に送信し、

前記遊技用装置は、さらに、

前記交換操作が受けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないとときに、前記所定数と前記特定数との差分である差分遊技媒体数を、計数遊技媒体数から減算する差分減算手段と、

前記差分減算手段により減算する処理が行なわれたことを特定可能に表示する差分減算表示手段と、を備えることを特徴とする遊技用装置である。

この請求項1に係る遊技用装置によれば、会員用記録媒体が受けられたり管理装置と通信不能と判定されている場合は、受けている会員用記録媒体を排出させ、新たな一般用記録媒体に計数遊技媒体数を記録させて排出させるので、該一般用記録媒体が他の遊技用装置で受け付けられることで、当該一般用記録媒体に記録された計数遊技媒体数を当該他の遊技用装置に対応する遊技機での遊技に使用することができるので、会員遊技者が損害を被ることを解消することができる。また、所定数の遊技媒体と所望の物品とを交換するための交換操作が受けられ、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数がその物品の交換に必要となる所定数を超えるときには、計数遊技媒体数の有無にかかわらず、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から所定数を減算するために、一般的に言って手数料のかからない遊技媒体である計数遊技媒体が、極力温存されて遊技に使用できるようになる。その結果、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数の遊技使用に対して現時点で手数料を徴収している遊技場においては遊技者にとって有利となり、また、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数の遊技使用に対して現時点ではまだ手数料を徴収していない遊技場においては、将来手数料を徴収するようになった時点で遊技者にとって有利となる。また、このような構成によれば、交換操作が受けられ、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数がその物品の交換に必要となる所定数より少ないとときに、所定数と当該所定数より少ないと特定数との差分である差分遊技媒体数が、計数遊技媒体数から減算されるため、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を優先的に物品の交換に使用して差分遊技媒体数だけ計数遊技媒体数から減算されることとなり、一般的に言って手数料のかからない遊技媒体である計数遊技媒体が、極力温存されて遊技に使用できるようになる。その結果、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数の遊技使用に対して現時点で手数料を徴収している遊技場においては遊技者にとって有利となり、また、管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数の遊技使用に対して現時点ではまだ手数料を徴収していない遊技場においては、将来手数料を徴収するようになった時点で遊技者にとって有利となる。また、このような構成によれば、差分遊技媒体数を減算する処理を行なったことが特定可能に表示されるために、遊

技者がその旨を容易に認識でき、遊技者の認識と減算処理との齟齬が生ずる不都合を極力防止することができる。

また請求項2に係る発明は、

遊技機に1対1に対応して設けられ、

遊技にて獲得された遊技媒体を計数する計数手段と、

前記計数手段にて計数された遊技媒体の数である計数遊技媒体数の範囲内の遊技媒体を前記遊技機に払出すための処理を行う払出処理手段と、

一般用記録媒体、または会員登録した会員に発行された会員用記録媒体を受付ける受付手段と、

前記計数遊技媒体数を、前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体により特定可能とするための特定化処理を行う特定化処理手段と、

前記受付手段に受け付けられている前記一般用記録媒体、または前記会員用記録媒体を排出する処理を行う排出処理手段と、

新たな一般用記録媒体を前記受付手段に供給可能に格納する格納手段と、

計数遊技媒体数を管理する第1管理手段との通信を行う第1通信手段と、

前記第1管理手段との通信状態を判定する判定手段と、

を備える遊技用装置であって、

前記特定化処理手段は、前記特定化処理として、

前記受付手段において前記一般用記録媒体が受け付けられている場合は、前記判定手段による通信状態の判定に関わらず、当該一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる一般特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受け付けられており、前記判定手段により通信可能と判定されている場合は、前記第1管理手段に対して当該会員用記録媒体から読み出した識別情報と前記計数遊技媒体数とを送信する通信可能時会員特定化処理を行い、

前記受付手段において前記会員用記録媒体が受け付けられており前記判定手段により通信不能と判定されている場合は、受け付けている会員用記録媒体を前記排出処理手段によって排出させ、前記格納手段に格納されていた新たな一般用記録媒体に前記計数遊技媒体数を記録させる通信不能時会員特定化処理を行い、

前記遊技用装置は、

遊技者が獲得し貯蓄された貯蓄遊技媒体数を前記会員用記録媒体の識別情報に対応付けて管理する第2管理手段と通信可能であり、

前記受付手段が受け付けている会員用記録媒体の識別情報を前記第2管理手段に送信するとともに、該送信した識別情報に対応付けて前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を特定するための情報を受信する第2通信手段と、

所定数の遊技媒体と所望の物品とを交換するための交換操作を受付ける交換操作受付手段と、

前記交換操作が受け付けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数を超えるときに、前記計数遊技媒体数の有無にかかわらず、前記貯蓄遊技媒体数から前記所定数を減算した減算結果を算出する減算手段と、を備え、

前記第2通信手段は、

前記交換操作が受け付けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数を超えるときに、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を、前記減算手段により算出された前記減算結果にしたがった貯蓄遊技媒体数となるように更新させるための更新要求を前記第2管理手段に送信し、

前記交換操作が受け付けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないときに、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数を、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数から前記所定数より少ない特定数を減算した結果にしたがった貯蓄遊技媒体数となるように更新させるための更新要求を前記第2管理手段に送信し、

前記遊技用装置は、さらに、

前記交換操作が受付けられ、前記第2管理手段が管理している貯蓄遊技媒体数が前記所定数より少ないとときに、前記所定数と前記特定数との差分である差分遊技媒体数を、計数遊技媒体数から減算する差分減算手段と、

前記差分減算手段により減算する処理が行なわれたことを特定可能に表示する差分減算表示手段と、を備えることを特徴とする遊技用装置である。

この請求項2に係る遊技用装置によれば、会員用記録媒体が受付けられており管理装置と通信不能と判定されている場合は、受付けている会員用記録媒体を排出させ、新たな一般用記録媒体に計数遊技媒体数を記録させて排出させるので、該一般用記録媒体が他の遊技用装置で受け付けられることで、当該一般用記録媒体に記録された計数遊技媒体数を当該他の遊技用装置に対応する遊技機での遊技に使用することができる、会員遊技者が損害を被ることを解消することができる。所定数の遊技媒体と所望の物品とを交換するための交換操作が受付けられ、受信した遊技媒体数を特定するための情報により特定される特定遊技媒体数がその物品の交換に必要となる所定数を超えるときには、計数遊技媒体数の有無にかかわらず、その特定遊技媒体数から所定数を減算させるために、一般的に言って手数料のかからない遊技媒体である計数遊技媒体が、極力温存されて遊技に使用できるようになる。その結果、特定遊技媒体数の遊技使用に対して現時点で手数料を徴収している遊技場においては遊技者にとって有利となり、また、特定遊技媒体数の遊技使用に対して現時点ではまだ手数料を徴収していない遊技場においては、将来手数料を徴収するようになった時点で遊技者にとって有利となる。また、このような構成によれば、交換操作が受付けられ、貯蓄遊技媒体数がその物品の交換に必要となる所定数より少ないと、所定数と当該所定数より少ないと特定数との差分である差分遊技媒体数が、計数遊技媒体数から減算されるため、貯蓄遊技媒体数を優先的に物品の交換に使用して差分遊技媒体数だけ計数遊技媒体数から減算されることとなり、一般的に言って手数料のかからない遊技媒体である計数遊技媒体が、極力温存されて遊技に使用できるようになる。その結果、貯蓄遊技媒体数の遊技使用に対して現時点で手数料を徴収している遊技場においては遊技者にとって有利となり、また、貯蓄遊技媒体数の遊技使用に対して現時点ではまだ手数料を徴収していない遊技場においては、将来手数料を徴収するようになった時点で遊技者にとって有利となる。また、このような構成によれば、差分遊技媒体数を減算する処理を行なったことが特定可能に表示されるために、遊技者がその旨を容易に認識でき、遊技者の認識と減算処理との齟齬が生ずる不都合を極力防止することができる。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また本願は、以下の発明を含む。

まず手段1に係る発明は、

遊技機（パチンコ機10）に対応して設けられ、

遊技者が獲得した遊技媒体（パチンコ玉）を計数する計数手段（玉カウンタ35）を有する計数部（30）と、

前記対応する遊技機と通信することにより、遊技者が所有する遊技用価値の大きさ（プリペイド残額）に相当する遊技媒体を該遊技機から払い出して貸与するための貸与処理（Sa12の玉貸処理）を行う貸与処理手段（玉貸発券制御部22）と、前記計数手段が計数した計数遊技媒体数（計数玉数）を記憶する計数記憶手段（カードテーブル）と、該計数記憶手段が記憶している計数遊技媒体数の範囲内で遊技媒体を払い出すための払出処理（Sa14の玉貸処理）を行う払出処理手段（玉貸発券制御部22）と、前記計数記憶手段が記憶している計数遊技媒体数を特定可能な計数遊技媒体数特定情報（カードID）が記録された遊技用記録媒体（会員カード2、ビジタカード3）を排出する排出処理（Sa17のカード返却処理）を行う排出処理手段（玉貸発券制御部22）とを有する制御部（

玉貸発券処理部 20)と、を備え、

前記計数部と前記制御部とが通信可能な遊技用装置（各台計数ユニット 50 ）であって、

前記計数部は、

前記計数手段による計数に関する異常を判定する計数異常判定手段（計数制御部 31 ）と、

前記計数手段により計数された遊技媒体数（計数値）を特定可能な計数情報（動作指示応答）を前記制御部に対して送信する計数情報送信手段（計数制御部 31 ）と、をさらに有し、

前記制御部は、

前記計数情報送信手段から送信されてくる計数情報を受信する計数情報受信手段（玉貸発券制御部 22 ）と、

該計数情報受信手段が受信した計数情報から特定される遊技媒体数に基づいて異常を判定する遊技媒体数異常判定手段（玉貸発券制御部 22 ）と、をさらに有し、

前記遊技用装置は、

前記計数異常判定手段により異常判定されたことに基づいて、異常がある旨の報知を行うための計数異常報知処理（S302, S304, S354）を行う計数異常報知処理手段（計数制御部 31 ）と、

前記遊技媒体数異常判定手段により異常判定されたことに基づいて、異常がある旨の報知を行うための遊技媒体数異常報知処理（S402）を行う遊技媒体数異常報知処理手段（玉貸発券制御部 22 ）と、をさらに備え、

前記制御部は、

営業終了に際して送信される営業終了時処理要求（締め処理信号）を受信する（S n 0 1 ）通信手段（場内通信部 21 b , 玉貸発券制御部 22 ）と、

該営業終了時処理要求を受信したこと（S n 0 1 で YES ）に基づいて、前記計数記憶手段が記憶している計数遊技媒体数が有ること（S n 2 1 で YES ）を条件として、前記排出処理を行うことなく、該計数遊技媒体数を無効とするための無効化処理（S n 2 2 ）を行う無効化処理手段（玉貸発券制御部 22 ）と、をさらに有することを特徴とする遊技用装置である。

この手段 1 に係る遊技用装置によれば、営業終了に際して該遊技用装置に対して営業終了時処理要求を送信するのみで、計数手段が計数して記憶された計数遊技媒体数を特定可能な計数遊技媒体数特定情報が記録された遊技用記録媒体を排出することなく、該計数遊技媒体数が無効とされるので、遊技用装置から排出されたカードを巡回探索して回収する必要や、回収したカードをカード処理機に持参して 1 枚づつ挿入する必要がなく、営業終了時における作業負荷や作業時間を低減することができる。また計数部における計数に関する異常を監視できると共に、計数部から制御部に送信される計数情報から特定される遊技媒体数の該制御部における異常を監視できるので、前者の監視のみを行う場合に比べて、当該遊技用装置で行われる計数に伴う異常をより正確に監視できる。

【手続補正 14 】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また手段 2 に係る発明は、

手段 1 に記載した遊技用装置（各台計数ユニット 50 ）であって、

前記排出処理手段（玉貸発券制御部 22 ）は、前記計数記憶手段（カードテーブル）で記憶している計数遊技媒体数（手元持玉数）を記録した前記遊技用記録媒体（ビジタカード 3 ）を排出する前記排出処理（S a 17 のカード返却処理）を行い、

前記遊技用記録媒体を受け付ける受付手段（カード R / W 23 ）と、

該受付手段により前記遊技用記録媒体を受け付けたこと（S a 0 1 で Y E S）に基づいて、該遊技用記録媒体に記録されている計数遊技媒体数を前記計数記憶手段に記憶する記憶処理（S b 1 3）を行う記憶処理手段（玉貸発券制御部22）と、

前記受付手段が受け付けている遊技用記録媒体に記録されている計数遊技媒体数が存在するか否かを判定する（S n 1 1）判定手段（玉貸発券制御部22）と、

前記遊技用記録媒体を貯留する貯留手段（カードストッカ23b）と、をさらに有し、

前記無効化処理手段（玉貸発券制御部22）は、前記判定手段により計数遊技媒体数が存在すると判定されたこと（S n 1 1 で Y E S）を条件として、当該計数遊技媒体数を無効化する記録無効化処理（S n 1 2）を含む前記無効化処理を行って、前記遊技用記録媒体を前記貯留手段に貯留させる（S n 1 5）ことを特徴とする遊技用装置である。

この手段2に係る遊技用装置によれば、受付中の遊技用記録媒体に記録されている計数遊技媒体数が存在している場合にも、該計数遊技媒体数が無効化されて遊技用記録媒体が貯留されるので、計数遊技媒体数が無効化されずに排出された遊技用記録媒体を回収してカード処理機で該計数遊技媒体数を無効化する手間や、該計数遊技媒体数を無効化した遊技用記録媒体を再び遊技用装置に補充する手間を解消することができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また手段3に係る発明は、

手段2に記載した遊技用装置（各台計数ユニット50）であって、

前記遊技用記録媒体には、計数された当日においてのみ前記計数遊技媒体数（手元持玉数）が有効とされる一般用記録媒体（ビジターカード3）であるか、あるいは、計数された当日後においても前記計数遊技媒体数（貯玉数）が有効とされる会員用記録媒体（会員カード2）であるかを識別可能な記録媒体種別情報（カードID）が記録され、

前記無効化処理手段（玉貸発券制御部22）は、前記受付手段（カードR/W23）が受け付けている遊技用記録媒体の記録媒体種別情報に基づいて、該遊技用記録媒体が前記一般用記録媒体であると識別したこと（S n 0 3 で N O）を条件として、前記記録無効化処理（S n 1 2）を行って、該一般用記録媒体を前記貯留手段（カードストッカ23b）に貯留させる（S n 1 5）一方、該遊技用記録媒体が前記会員用記録媒体であると識別したこと（S n 0 3 で Y E S）を条件として、前記記録無効化処理を行うことなく該会員用記録媒体を前記受付手段から排出させる（S n 0 4）ことを特徴とする遊技用装置である。

この手段3に係る遊技用装置によれば、遊技用装置に会員用記録媒体が忘れられていたとしても、該会員用記録媒体の計数遊技媒体数特定情報から特定される計数遊技媒体数が無効とされて会員が不利益を被ることがないので、営業終了時処理要求の送信に際して、遊技用装置に会員用記録媒体が忘れられていなかを確認して排出する必要がなく、営業終了時における作業負荷や作業時間を一層低減することができると共に、これら忘れていた会員用記録媒体が自動的に排出されるので、該会員用記録媒体の回収を簡便に行うこともできる。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また手段4に係る発明は、

手段1～3のいずれか1つに記載した遊技用装置（各台計数ユニット50）であって、

前記遊技用記録媒体（ビジタカード3）には、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさ（プリペイド残額）を特定可能な遊技用価値特定情報（カードＩＤ、プリペイド残額）が記録され、

前記受付手段（カードR/W23）が受け付けている遊技用記録媒体の遊技用価値特定情報から特定される遊技用価値の大きさを前記対応する遊技機（パチンコ機10）での遊技に使用させると共に該使用された遊技用価値の大きさを減算更新するための使用処理（S12の玉貸処理）を行う使用処理手段（玉貸発券制御部22）をさらに有し、

前記無効化処理手段（玉貸発券制御部22）は、前記無効化処理（Sn22）により前記計数遊技媒体数を無効化した前記遊技用記録媒体の遊技用価値特定情報から特定される遊技用価値の大きさが有ること（Sn14でYES）を条件として、該遊技用記録媒体を前記受付手段から排出させる（Sn15）ことを特徴とする遊技用装置である。

この手段4に係る遊技用装置によれば、計数遊技媒体数を無効化した遊技用記録媒体に遊技用価値が存在すれば、遊技用価値は無効とされることなく該遊技用記録媒体が排出され、該遊技用記録媒体の所有者は、排出された該遊技用記録媒体の返却を受けて遊技用価値を遊技に使用できるので、遊技用価値について遊技者が不利益を被ることがないばかりか、所有者に返却する必要がある遊技用価値が存在する遊技用記録媒体が自動的に判別されて排出されるので、遊技用価値が存在する遊技用記録媒体の回収を簡便に実施することができる。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また手段5に係る発明は、

手段1～4のいずれか1つに記載した遊技用装置（各台計数ユニット50）であって、前記無効化処理（Sn22）により無効化した計数遊技媒体数（計数玉数）を特定可能な無効化情報を前記管理手段（獲得玉数管理装置61）に対して送信する（Sn23）無効化情報送信手段（場内通信部21b、玉貸発券制御部22）をさらに有することを特徴とする遊技用装置である。

この手段5に係る遊技用装置によれば、個々の遊技用装置にて無効化された計数遊技媒体数を把握できるとともに、個々の遊技用装置にて無効化された計数遊技媒体数を集計することで、無効化された計数遊技媒体数の総数を正確且つ簡便に把握することができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また手段6に係る発明は、

手段1～5のいずれか1つに記載した遊技用装置（各台計数ユニット50）であって、前記遊技媒体数異常判定手段（玉貸発券制御部22）は、前記計数情報受信手段（玉貸発券制御部22）が受信した計数情報（動作指示応答）から特定される、予め定められた単位時間毎の遊技媒体数の増加量（変動量）が、予め定められた閾値を超えることを条件として、異常を判定することを特徴とする遊技用装置である。

この手段6に係る遊技用装置によれば、単位時間毎の遊技媒体数の増加量が閾値を超える場合に異常と判定して報知を行うので、不正が行われた可能性が高い場合に報知を行うことができる。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また手段7に係る発明は、

手段6に記載した遊技用装置（各台計数ユニット50）であって、

前記計数情報送信手段（計数制御部31）は、前記単位時間毎に前記計数手段（玉カウンタ35）により計数された遊技媒体数（計数値）を特定可能な前記計数情報（動作指示応答）を前記制御部（玉貸発券処理部20）に対して送信することを特徴とする遊技用装置である。

この手段7に係る遊技用装置によれば、制御部が、時間の計時を行わなくても、計数部から送信されてくる単位時間毎の遊技媒体数を特定可能な計数情報に基づいて、単位時間毎の遊技媒体数の増加量を特定できるので、該制御部における処理を簡略化できる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

さらに手段8に係る発明は、

手段1～7のいずれか1つに記載した遊技用装置（各台計数ユニット50）であって、前記計数部（30）は、

前記計数手段（玉カウンタ35）により計数された遊技媒体数（計数値）を記憶する遊技媒体数記憶手段（計数制御部31）と、

前記計数情報送信手段（計数制御部31）による計数情報（動作指示応答）の送信、及び／又は、該計数情報の送信に伴って前記制御部と計数部とが行う処理が、正常に行われたか否か（S126）を判定する送信判定手段（計数制御部31）と、

該送信判定手段により正常に行われたと判定されたこと（S126）に基づいて、前記遊技媒体数記憶手段により記憶している遊技媒体数を消去するための遊技媒体数消去処理（S127）を行う遊技媒体数消去処理手段（計数制御部31）と、をさらに有することを特徴とする遊技用装置である。

この手段8に係る遊技用装置によれば、計数情報の送信及び／又は該計数情報の送信に伴って制御部と計数部とが行う処理が正常に行われたことを条件として、計数部が記憶している遊技媒体数が消去されることにより、計数部は遊技媒体数を常に記憶する必要が無くなるので、該計数部の記憶負担を軽減できる。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正27】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正28】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】